

農地中間管理事業のメリット措置

平成28年度版

農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取組を支援します。

交付対象 市町村内の地域

※「地域」とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

交付単価 **10,000円/10a**

交付要件 ① 機構への貸付割合

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

② 新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上となること
※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が下がります。

協力金の使途

地域が市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。



個々の農地の出し手への支援

● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

~~10,000円/10a~~

※遊休農地の所有者は、解消する必要があるので、各市町村に相談してください。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。

※交付単価を配分後、余剰金が生じたときは、交付単価が加算される場合もあります。

● 耕作者集積協力金 ●

交付対象 機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付に協力した農業者

交付要件 農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

交付単価 **10,000円/10a**

※遊休農地は対象になりません。

※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。



28年度のメリット措置の期限は、平成28年9月末日までに各市町村農業委員会の総会で決定されたものとなります。